

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 4 月 2 日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

特 A 重油 11, 000 リットルの契約

2 履行（納品）場所

西部水再生センターほか 2 か所

3 契約日

令和 8 年 3 月 25 日

4 履行日又は履行期間

令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約金額

¥1,700,050.-（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社クラスタ

横浜市都筑区東方町 1 6 9 8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本市の下水道施設は、降雨時において、燃料（特 A 重油）を使用する発電機やエンジン直結型ポンプにより排水機能を確保しており、これらはいずれも燃料の安定的な供給を前提とした重要な設備です。

燃料の供給が滞った場合には、降雨時の排水機能が低下し、状況によっては浸水被害の発生や、市民生活および公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあります。

中東情勢の影響により原油の供給状況が逼迫しており、国内において燃料油の調達が困難な状況となっており、現在、西部水再生センターほか 2 か所において燃料を契約している事業者から調達ができない状況となったため、緊急で調達を行うものです。

8 契約の相手方の選定理由

下水道河川局下水道施設部において、令和 7 年度第 4 四半期で燃料の契約をしてい

る事業者のうち、燃料の調達が可能と回答のあった事業者から選定しました。

## 9 所管課

下水道河川局施設管理課